

四日市市障害者体育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第24号

四日市市障害者体育センター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 四日市市障害者体育センター条例施行規則（平成15年四日市市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第7条関係）		
種別	単位	利用料金の上限額
フローア照明装置	1時間	320円
<u>スポットクーラー</u>	<u>1台1時間</u>	<u>320円</u>
バスケットボールコート	1面1回	630円（320円）
（略）		
備考 （略）		

改正前		
別表（第7条関係）		
種別	単位	利用料金の上限額
フローア照明装置	1時間	320円
バスケットボールコート	1面1回	630円（320円）
（略）		
備考 （略）		

第2条 四日市市障害者体育センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第7条関係）		
種別	単位	利用料金の上限額
フローア照明装置	1時間	<u>330円</u>
スポットクーラー	1台1時間	<u>330円</u>
バスケットボールコート	1面1回	<u>660円（330円）</u>
硬式テニスコート	1面1回	<u>660円（330円）</u>
バレーボールコート	1面1回	<u>330円（170円）</u>
バドミントンコート	1面1回	<u>170円（80円）</u>
卓球台	1台1回	<u>170円（80円）</u>
備考		
（略）		

改正前		
別表（第7条関係）		
種別	単位	利用料金の上限額
フローア照明装置	1時間	<u>320円</u>
スポットクーラー	1台1時間	<u>320円</u>
バスケットボールコート	1面1回	<u>650円（320円）</u>
硬式テニスコート	1面1回	<u>650円（320円）</u>
バレーボールコート	1面1回	<u>320円（160円）</u>
バドミントンコート	1面1回	<u>160円（80円）</u>
卓球台	1台1回	<u>160円（80円）</u>
備考		

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の四日市市障害者体育センター条例施行規則別表の規定は、平成31年10月1日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(健康福祉部障害福祉課)